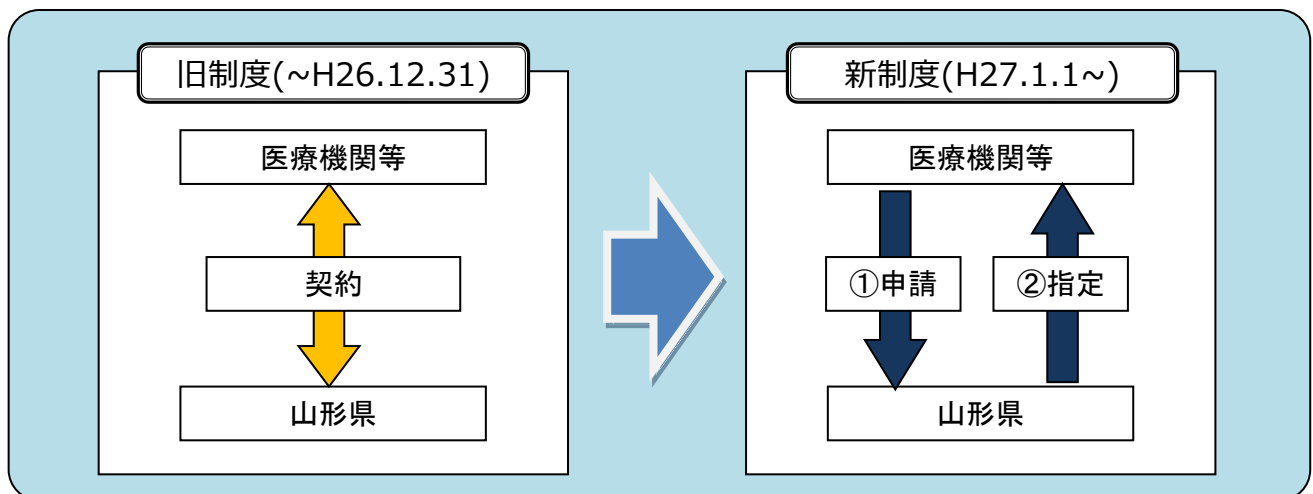


平成 26 年 5 月に「**児童福祉法の一部を改正する法律**」（以下「法」といいます。）が成立し、平成 27 年 1 月 1 日から新たな医療費助成制度が実施されています。

新制度では、知事の指定を受けた**医療機関等（指定医療機関）**が行う医療に限り、小児慢性特定疾病患者の方が助成を受けることができます。

指定医療機関の指定を受けるためには、**申請の手続が必要**になります。（県と契約を締結いただいております医療機関においても、あらためて指定を受けていただく必要があります。）

以下に申請手続や指定医療機関としての要件及び責務を記載しておりますので、御参照の上、必要な手続を行ってくださいますようお願いいたします。



指定医療機関の申請手続等

【申請手続】

「指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書」を下記提出先に提出してください。

【提出先】

〒990-8570 山形県庁 子ども家庭支援課 母子保健担当（住所記載不要）

【留意事項】

- ・申請者は、**開設者**となります。（訪問看護事業者の場合は、代表者）
- ・指定後、山形県から申請者あてに指定通知を送付します。
- ・指定を行った医療機関等の名称、所在地等を山形県が公表します。
- ・指定の有効期間は6年間です。

【問合せ先】

山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭支援課 母子保健担当
電話：023-630-2347

指定医療機関の要件・責務

【要件】（法第19条の9）

- 以下の医療機関等であること。
 - 保険医療機関
 - 保険薬局
 - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
- 法第19条の9第2項で定める欠格要件に該当していないこと。
（欠格要件）
 - ① 申請者（役員を含む。以下同じ。）が禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。
 - ② 申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療に関する法律により罰金刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。 等
- 指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。

【責務】（法第19条の11・第19条の12・第19条の13）

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、難病医療費助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。
- 指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。

そ の 他

- ・ 医療機関指定申請書の電子データは山形県ホームページからダウンロードできます。
検索サイトで「山形県 小慢」を検索するか、
山形県トップページ【URL：<http://www.pref.yamagata.jp/>】より
⇒ 「[組織で探す](#)」 ⇒ 「しあわせ子育て応援部」 ⇒ 「子ども家庭支援課」
⇒ 「母子保健担当」 ⇒ 「小児慢性特定疾患治療研究事業」を御覧ください。